

境港港湾計画書

－ 改 訂 －

令和 3 年 7 月

境港港湾管理者

境港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき

- ・平成17年 5月 境港地方港湾審議会
- ・平成17年 6月 交通政策審議会第15回港湾分科会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成22年10月 境港地方港湾審議会
- ・平成23年 6月 境港地方港湾審議会
- ・平成23年12月 境港地方港湾審議会
- ・平成27年 1月 境港地方港湾審議会
- ・平成27年 3月 交通政策審議会第59回港湾分科会
- ・平成28年 3月 境港地方港湾審議会

の議を経た境港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	5
III	港湾施設の規模及び配置	6
1	公共埠頭計画	6
2	木材取扱施設計画	9
3	専用埠頭計画	9
4	水域施設計画	10
5	小型船だまり計画	12
6	マリーナ計画	13
IV	港湾の環境の整備及び保全	14
1	自然的環境を保全する区域	14
2	廃棄物処理計画	14
3	港湾環境整備施設計画	15
V	土地造成及び土地利用計画	16
1	土地造成計画	16
2	土地利用計画	17
VI	その他重要事項	18
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能する ために必要な施設	18
2	大規模地震対策施設計画	19
(1)	緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設	19
(2)	幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設	19
3	港湾施設の利用	20
(1)	物資補給等のための施設	20
4	魚釣り需要への対応	20
5	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	20
(1)	将来構想	20

I 港湾計画の方針

1 境港への要請

境港は、山陰地方のほぼ中央、弓ヶ浜半島の先端に位置し、境水道を挟んで北側の島根半島を天然の防波堤として、往古より日本海交通の要衝として栄えてきた山陰随一の良港である。

地理的には敦賀・下関両港のほぼ中央に位置し、阪神・山陽・九州の各経済圏とも密接な関係を有するのみならず、対大陸貿易の拠点として格好の位置を占めることから、戦前は日本海国内航路の要衝として、また対岸貿易港として大いに繁栄した。さらに戦後の本格的な修築工事により港勢が拡大し、山陰地域の物流拠点として、昭和26年に重要港湾に指定された。昭和33年には、港湾管理者として、鳥取・島根両県協定による境港管理組合が発足し、港湾整備五箇年計画をもとに、地域内工業開発と対外貿易を主な目的として港湾整備が進められてきた。

本港の背後地域は、昭和41年に中海地区新産業都市に指定され、以後、工業団地の形成が進められ、境港においても、背後地域の産業・経済を支える国内流通拠点港湾、また隠岐諸島を結ぶフェリー・旅客輸送の拠点として、積極的な港湾整備、振興がなされた。

平成元年に外貿コンテナ定期航路が開設され、平成16年には水深14mの多目的国際ターミナルや江島大橋が、平成28年には国際物流ターミナル、さらに令和2年に貨客船ターミナルが供用を開始する等、国際港湾、北東アジア諸地域のゲートウェイとしての拠点性が高まっている。

令和元年の港湾取扱貨物量は、外貿205万トン（うちコンテナ32万トン）、内貿158万トン（うちフェリー17万トン）、合計363万トンとなっており、利用旅客は20万5千人である。

今日の境港は、背後圏地域の主力産業である工業、農林水産業などの安定的な生産活動を支える物流拠点となっている他、今後は複数の

木質バイオマス発電事業計画などを背景としたエネルギー供給や、国内の産業活動等によって生じるリサイクル関連貨物の取扱い拠点として、経済活動をけん引する役割も期待されている。

また、境港背後圏の自然・歴史・文化に溢れた多様な観光資源を活かし、更なるインバウンド需要の増大や交流拡大など山陰地域におけるクルーズ船受入拠点としての役割が期待されている。

これらの状況を踏まえ、産業・物流機能を効果的に発揮させる観点では、地域の主力産業たる農林水産業に関する合板生産・輸出の強化及び農水産品輸出の促進に貢献するとともに、山陰立地企業の基礎物流インフラとしての役割を果たすため、一般貨物の海上輸送機能及び内貿ユニットロードの取扱機能の強化が必要である。

また、恵み豊かな自然環境の享受と将来世代への継承に寄与するため、再生可能エネルギー燃料及び循環資源の効率的な海上輸送、並びに環境負荷の少ない RORO 輸送の実現が必要である。

交流・観光拠点の形成という観点では、観光立国・観光立県の実現に寄与するため、世界最大級のクルーズ船入港への対応、国際フェリーの再就航に向けた取組、みなとを核とした賑わいづくりの伸展が必要である。

災害に強い港づくりという観点では、地域の防災拠点として住民生活や企業活動の継続に貢献するため、激甚化する災害に対応した港湾の強靱化が必要である。

2 港湾計画の方針

(1) 港湾計画の方針

将来の境港において、山陰地方の経済活動を支え、主力産業の海上物流拠点及び山陰のコンテナ物流拠点として山陰立地企業の基礎物流インフラとしての役割を実現するとともに、人・物が集まり、山陰随一の賑わい拠点として観光立国・観光立県の実現に寄与する役割を担う港湾を実現するため、2030年代半ばを目標年次として、以下の方針を定め、港湾計画を改訂する。

- 1) 地域の主力産業たる農林水産業に関する合板生産・輸出の強化及び農水産品輸出の促進に貢献するとともに、山陰立地企業の基礎物流インフラとしての役割を果たすため、一般貨物の海上輸送機能及び内貿ユニットロード（RORO、コンテナ）の取扱機能の強化を図る。
- 2) 恵み豊かな自然環境の享受と将来世代への継承に寄与するため、再生可能エネルギー燃料及び循環資源の効率的な海上輸送、並びに環境負荷の少ないRORO輸送の実現を図る。
- 3) 観光立国・観光立県の実現に寄与するため、世界最大級のクルーズ船入港への対応、国際フェリーの再就航に向けた取組、みなとを核とした賑わいづくりの伸展を図る。
- 4) 地域の防災拠点として住民生活や企業活動の継続に貢献するため、激甚化する災害に対応した港湾の強靱化を図る。
- 5) マリーナの抱える恒常的な埋没及び需要増加の課題に対応するための、防波堤形状の変更及び機能拡張を図る。

(2) 港湾空間のゾーニング

多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、陸域約 400ha と水域約 2,300ha からなる港湾空間を以下のように利用する。

- ①外港昭和北地区から外港昭和南地区、外港中野地区にかけての地区及び江島地区は、物流関連ゾーンとする。
- ②外港竹内地区、外江(とのえ)地区及び江島地区は生産ゾーンとする。
- ③外港昭和北地区東部、外港中野地区西側、外港竹内南地区及び内港地区は緑地レクリエーションゾーンとする。
- ④外港竹内地区北部、外港竹内南地区及び内港地区は交流拠点ゾーンとする。
- ⑤外港中野地区及び内港地区は漁船を中心とした船だまり関連ゾーンとする。
- ⑥内港地区、外港中野地区南部及び外港竹内地区は、官公庁船を中心とした船だまり関連ゾーンとする。
- ⑦外港昭和北地区東部は危険物ゾーンとする。
- ⑧外港沖地区東部は船舶の停泊ゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次（2030年代半ば）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数等を次のように定める。

取 扱 貨 物 量	外 貿 (うちフェリー) (うち外貿コンテナ)	280万トン (1万トン) (50万トン(6万TEU))
	内 貿 (うちフェリー)	230万トン (10万トン)
	合 計	510万トン
船舶乗降旅客数等		30万人

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 外港昭和南地区

コンテナ貨物、木材チップ、薪炭、金属くず等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深	14 m	岸壁	1 バース	延長	280 m	[既設]	GSS 4
水深	13 m	岸壁	1 バース	延長	270 m	[既設]	GSS 1
水深	12 m	岸壁	1 バース	延長	230 m	[新規計画]	GSS 5
水深	10 m	岸壁	1 バース	延長	185 m	[既設]	GSS 2
水深	7.5 m	岸壁	1 バース	延長	130 m	[既設]	GSS 3
埠頭用地	19 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)						
	(うち16 ha 既設) [既設の変更計画]						

既設	埠頭用地 16 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)						

なお、効率的な荷役のため、所要の規模のガントリークレーンを設置する。

1-2 外港中野地区

原木等の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 250 m

[既設の変更計画] GN1

埠頭用地 16 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(うち10 ha 既設) [既定計画の変更計画]

既設
水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m GN1
既定計画
埠頭用地 14 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
(うち10 ha 既設)

1-3 外港竹内地区

次の既定計画を削除する。

既定計画
水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 160 m
埠頭用地 1 ha

1-4 外港竹内南地区

RORO 船による内貿貨物を取り扱うとともに、フェリーの就航や旅客船の大型化に対応するため、公共埠頭を次のとおり計画する、

なお、当該施設は非常災害時において離島部へ貨物を輸送するための施設としても活用する。

水深 10.5 m 岸壁 1 バース 延長 430 m

[既設の変更計画] GTS 1

埠頭用地 8 ha

(荷さばき施設用地及び保管施設用地、旅客施設用地) [既設]

(既設
水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 370 m GTS 1)

1-5 江島地区

原木等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 250 m

[既設の変更計画] NE 1

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 45 m

[既設の変更計画] NE 2

(既設
水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 165 m NE 1
水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m NE 2)

2 木材取扱施設計画

2-1 江島地区

次の施設について既定計画どおり撤去する。

既設
水深 9 m ドルフィン3バース
防波堤(分離)延長930 m

次の施設について既定計画どおり廃止する。

既設
水面貯木場 水深2 m 面積8 ha

3 専用埠頭計画

3-1 外江地区

原木を取り扱うため、専用施設を次のとおり計画する。

水深 5.5 m 岸壁1バース 延長100 m [新規計画]

なお、これに伴い、次の施設を廃止する。

既設
水深 6 m ドルフィン1バース

4 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

4-1 航路

既定計画どおりとする。

既定計画
第二航路 水深 14 m 航路幅 300 ~ 500 m

4-2 泊地

外港昭和南地区

水深 12 m 面積 1 ha [新規計画]

水深 12 m [新規計画]

外港中野地区

水深 12 m [既設の変更計画]

既設
水深 12 m

外港竹内南地区

水深 10.5 m 面積 6 ha [既設の変更計画]

既設
水深 10 m

江島地区

水深 9 m 面積 1 h a [既設の変更計画]

水深 7.5 m 面積 5 h a [既定計画]

既設

水深 7.5 m

公共埠頭計画の見直しに伴い、次の既定計画を削除する。

既定計画

外港竹内地区

水深 9 m 面積 1 h a

4-3 航路・泊地

外港昭和南地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深 14 m 面積 20 h a

外港竹内南地区

水深 10.5 m 面積 57 h a [既設の変更計画]

水深 10.5 m [既設の変更計画]

既設

水深 10 m 面積 14 h a

5 小型船だまり計画

既定計画どおりとする。

既定計画

森山地区

防波堤 延長 1 3 0 m

物揚場 水深 2 . 5 m 延長 2 0 m

物揚場 水深 2 m 延長 1 0 m

需要の変化に伴い、次の既定計画を削除する。

既定計画

中野東小型船だまり

防波堤 延長 1 0 0 m

物揚場 水深 4 m 延長 3 8 0 m

埠頭用地 1 h a

6 マリーナ計画

6-1 外港竹内南地区

海洋性レクリエーション需要の増大に対応するとともに港内の放置艇対策のため、マリーナを次のとおり計画する。

境港公共マリーナ

泊地 水深 3 m [既設]

防波堤 延長 842 m (うち 185 m 既設)

[既設・既定計画の変更計画]

小型栈橋 5 基 (うち 3 基既設)

[既設・既定計画の変更計画]

交流厚生用地 6 ha (うち 4 ha 既設)

[既設の変更計画]

なお、これに伴い、竹内南東防波堤 200 m を撤去する。

既設

防波堤 185 m

小型栈橋 3 基

交流厚生用地 4 ha

既定計画

防波堤 300 m

小型栈橋 1 基

なお、これに伴い、竹内南東防波堤 60 m を撤去する。

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 自然的環境を保全する区域

中海等はガンカモ類をはじめ200種以上の鳥類が生息し、多くの水鳥が飛来する国内最大級の渡来地であり、これらの水鳥の保護上国際的にも重要な地域である。よって、港内においても良好な自然的環境を有する下宇部尾(しもうべお)地区の水域については、自然的環境を保全する区域とし、水鳥の生息する良好な環境の保護を図りつつ人と自然が共生する良好な港湾の環境の形成を図る。

[既定計画]

2 廃棄物処理計画

本港において処理する廃棄物の種類及び量並びにその処理施設用地について、以下のとおり計画する。

- (1) 港湾及びその周辺において発生の見込まれる浚渫土砂120万 m^3 を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次のとおり海面処分用地を計画する。

外港昭和南地区 海面処分・活用用地 3ha

[既定計画の変更計画]

外港中野地区 海面処分・活用用地 8ha [新規計画]

外港竹内南地区 海面処分・活用用地 2ha [新規計画]

なお、廃棄物の処理の終了した用地については、埠頭用地10ha、緑地1ha、交流厚生用地2haとして土地利用を図る。

[新規計画]

既定計画

港湾において発生の見込まれる浚渫土砂を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次のとおり海面処分用地を計画する。

外港昭和南地区 海面処分用地 2 h a

3 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画する。

外港昭和北地区 緑地 2 h a [既設の変更計画]

外港中野地区 緑地 1 h a [既定計画]

既設

外港昭和北地区 緑地 4 h a

マリーナ計画の変更に伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画

外港竹内南地区 海浜 延長 5 0 0 m

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位:ha)

用途・地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
外港昭和南	(3) 3								(3) 3
外港中野	(7) 7							(1) 1	(8) 8
外港竹内南			(2) 2						(2) 2
福浦	(1) 1								(1) 1
計	(11) 11	0	(2) 2	0	0	0	0	(1) 1	(14) 14

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

(単位:ha)

用途・地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
外港昭和北	(3) 3	(56) 56		(4) 4		(3) 3	(11) 11	(2) 2	(79) 79
外港昭和南	(20) 20	(21) 21		(1) 1		(4) 4			(46) 46
外港中野	(23) 23	(2) 2		(2) 2		(4) 4		(7) 7	(38) 38
外港竹内	(6) 6	(19) 19	(6) 6	(33) 33		(4) 4		(11) 11	(80) 80
外港竹内南	(7) 7	(7) 7	(20) 20	(6) 6		(4) 4		(14) 14	(58) 58
内港	(2) 2	(1) 1	(1) 1		3	(2) 2		(2) 2	(8) 11
外江	(3) 3	(6) 6		(29) 29		(1) 1		(1) 1	(39) 39
江島	(6) 6			(20) 20		(2) 2			(28) 28
下宇部尾	(1) 1								(1) 1
森山	(3) 3								(3) 3
宇井	(2) 2								(2) 2
大江	(2) 2								(2) 2
福浦	(1) 1								(1) 1
男鹿					2				2
長浜	(1) 1								(1) 1
柰井					4				4
計	(77) 77	(111) 111	(27) 27	(96) 96	9	(24) 24	(11) 11	(36) 36	(382) 391

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回新規に計画する施設及び既に計画されている施設のうち、本港が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

外港昭和南地区

第二航路 水深14m 幅員300～500m [既定計画]

泊地 水深12m 面積1ha [新規計画]

航路・泊地 水深14m 面積20ha [既定計画]

岸壁1バース 水深12m 延長230m [新規計画] GSS5

外港中野地区

岸壁1バース 水深12m 延長250m

[既設の変更計画] GN1

外港竹内南地区

泊地 水深10.5m 面積6ha [既設の変更計画]

航路・泊地 水深10.5m 面積57ha

[既設の変更計画]

水深10.5m 岸壁1バース 延長430m

[既設の変更計画] GTS1

2 大規模地震対策施設計画

(1) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

既設の施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

外港昭和南地区

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 185 m

[既設の変更計画] GSS 2

(2) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に必要な国際海上コンテナ物流機能を維持するため、大規模地震対策施設として計画する。

外港昭和南地区

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 230 m

[新規計画] GSS 5

3 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

貨物船、作業船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

外港昭和北地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 1 8 5 m (物資補給岸壁)

[既設] GG 1

外港竹内地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 1 3 0 m (物資補給岸壁)

[既設] GT4

4 魚釣り需要への対応

魚釣り需要に対応するため、魚釣りさん橋を次のとおり計画する。

外港竹内南地区 魚釣り栈橋 1 基 [既定計画]

5 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 将来構想

外港中野地区において、外内貿貨物の需要動向等を踏まえ、引き続き岸壁の延長について検討が必要であるため、「将来構想」を設定する。